

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十二号

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県営住宅条例施行規則（昭和三十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「第一条第三号イからホまで」を「第一条第三号イからトまで」に改める。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。